

尖閣諸島沖の日本領海を侵犯した中国漁船による公務執行妨害事件 に関する意見書

中国漁船の領海侵犯が急増する沖縄・尖閣諸島付近の日本領海で、去る9月7日、違法操業の疑いのある中国漁船が、立入検査を求めた海上保安庁の巡視船に衝突し逃走した問題で、中国人船長を公務執行妨害の容疑で逮捕するという事態が生じました。

そもそも尖閣諸島は1895年、日本政府が他国の領有権の有無を確認した上、閣議決定を行って正式に我が国の領土に編入することとしたものです。また、1953年の人民日報には、「尖閣諸島は沖縄の一部」との記述がありました。つまり、尖閣諸島は、歴史的にも国際法上も、我が国固有の領土であることは明白な事実であります。

しかしながら、東シナ海の地下資源が明らかになった1970年代、中国は領有権を主張し始め、加えて近年は当該付近の日本領海に多数の中国漁船が出没し、事件発生の7日には、約160隻の漁船が集まり、内30隻が領海を侵犯していたことが確認されています。

このことは、我が国の漁業者が安心して操業出来ないという極めて憂慮すべき事態となっています。あまつさえ、日本政府は、中国人船長を処分保留のまま釈放してしまいました。誠に将来に大きな禍根を残す決定と言えます。

よって、江戸川区議会は、政府に対し、国民の利益、並びに我が国の主権及び領土領海領空を守る立場から、下記事項について、特段の措置を講ずるよう強く要請します。

記

- 1 日本政府は、尖閣諸島が我が国固有の領土であると言う毅然たる態度を堅持し中国政府を始め諸外国に示すこと。
- 2 中国政府に対し、厳重に抗議するとともに再発防止を求めること。
- 3 第11管区海上保安本部などの監視・警備体制を強化すること。
- 4 沖縄県を始め我が国の漁業者の安全操業を確保する措置を取ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年9月30日

江戸川区議会議長 須賀 精二

内閣総理大臣、外務大臣
農林水産大臣、国土交通大臣
内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策） あて